

森林整備工事入札参加資格審査規程

平成二十一年二月二十四日大分県告示第百三十一号

(趣旨)

第一条 この規程は、大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第三十条の規定に基づき、大分県が発注する森林整備工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(森林整備工事)

第二条 森林整備工事とは、植栽、除伐、本数調整伐（間伐）、下刈、つる切及び枝落とし並びにこれらに付帯する工事をいう。

(入札参加資格要件)

第三条 入札参加資格を得ようとする者は、次に掲げる要件を満たすこと。

- 一 県内に本店を有する林業（育林業及び素材生産業に限る。以下同じ。）の受託又は請負を業として営む法人であること。
- 二 林業の受託又は請負について、入札参加資格を得ようとする年の三月一日（以下「基準日」という。）の属する事業年度（各法人の会計年度をいう。以下同じ。）の直前の二事業年度の各年度（公的機関（国、地方公共団体又は分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号に規定する森林整備法人をいう。以下同じ。）の発注による林業の受託若しくは請負の場合にあっては、基準日の属する事業年度の直前の事業年度）において実績のある者であること。
- 三 森林整備工事の指導監督又は施工管理の実務経験が基準日前の一年間及びその直前の一年間にそれぞれ六十日以上ある者（公的機関の発注による森林整備工事の場合にあっては、基準日前の一年間に六十日以上ある者）であって、次のいずれかに該当するもの（以下「主任技術者」という。）を二人以上雇用している者であること。
 - イ 社団法人日本森林技術協会から林業技師の認定（森林土木、林業経営又は森林環境部門に係るものに限る。）を受けた者
 - ロ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第十一条第一項に規定する林業労働力確保支援センターが行う研修（林業労働者に対する研修に限る。）を修了し、農林水産省の研修修了者名簿に登録された者
 - ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、高等専門学校又は大学において林業に関する課程を修了した者で、林業の実務経験が三年以上の者
 - ニ 林業の実務経験が五年以上の者
- 四 林業労働者を常時四人以上雇用し、そのうち二人以上は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第八号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者であること。

- 五 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十一第一項において準用する同令第百六十七条の四第一項及び第二項の規定に該当しない者であること。
- 六 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 七 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と密接な関係を有していない者であること。

（申請の時期及び方法）

第四条 入札参加資格の審査申請時期は、毎年三月一日から同月十五日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

2 入札参加資格の審査を受けようとする者は、競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 登記事項証明書
- 二 納税証明書
- 三 貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類
- 四 森林整備施工実績一覧表
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前項に定める申請書及び同項第四号の規定により添付すべき書類の様式は、別に定める。

（入札参加資格審査の結果の通知）

第五条 知事は、申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を決定し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第六条 入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格を取得した日から同日以後における最初の登録基準年（平成二十三年及び同年以後の二年ごとの年をいう。）の三月三十一日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めた場合には、この限りでない。

（申請書の記載事項の変更届）

第七条 入札参加資格を取得した者は、当該入札参加資格の有効期間中、次に掲げる事項に変更があったときは、競争入札参加資格審査事項等変更届に関係書類を添付して、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 営業所の所在地
- 三 代表者の指名
- 四 主任技術者又は林業労働者の氏名又は人数

2 前項に定める提出すべき書類の様式は、別に定める。

(資格の取消し)

第八条 知事は、入札参加資格を取得した者が地方自治法施行令第六十七條の十一第一項において準用する同令第六十七條の四第二項の規定に該当するに至った場合は、当該入札参加資格を取り消し、その事実があった後二年間の範囲内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

2 知事は、入札参加資格を取得した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。

一 虚偽の申請により当該入札参加資格を取得したことが判明した場合

二 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者であると判明した場合

3 知事は、前二項の規定により入札参加資格を取り消したときは、その旨及び取り消した理由を当該者に通知するものとする。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 第四条第一項本文の規定にかかわらず、平成二十年度における入札参加資格の審査の申請の時期は、三月十日から同月十九日までとする。

附 則（平成二十四年一月二十四日大分県告示第六十七号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十九年四月一日大分県告示第二百三十九号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成三十一年一月二十二日大分県告示第三十七号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和二年七月二十八日大分県告示第四百三十三号）

この告示は、令和二年八月一日から施行する。